

まりましたので、パブリックコメントを実施します

学校のあり方について

村では、学校施設の老朽化と少子化がすすむ中、今後の学校規模の適正化や充実した教育環境の整備を図るため、平成30年度から学校のあり方「研究会」、「検討会」を立ち上げ、保護者やPTA、自治会長、学識経験者など多くの皆さんからご意見を募り、学校の将来の教育について調査、研究を重ね「幼小中が同一施設の一貫校を新設するのが望ましい」との提言を受けました。

幼小中一貫校の方針決定

この検討結果を受けて令和2年7月に村長と教育委員が総合教育会議で協議し、「清川にひとつの 清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげていく」という方針を決定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、事業の進捗が遅れが生まれましたが、保護者説明会や住民懇談会、村広報紙などで一貫校の基本コンセプトなどについて、お知らせをしてきました。

幼小中一貫校施設整備検討委員会などを設置

令和3年度にPTA、自治会長、学識経験者などで構成する「清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会」ならびに学校、保育園の教員で構成する「清川村幼小中一貫校教育推進部会」を設置して一貫校設置に関する事案について協議・検討してきました。

幼小中一貫校施設整備基本構想(案)がまとまる

これまでの協議・検討の結果を踏まえて、今後、一貫校の学校施設の設計や工事を進める上での基本的な考え方や方針を示す基本構想(案)がまとまりました。主な概要は、学校の建設場所や開校予定年度について提案をしています。



一貫校教育推進部会
のようす

幼小中一貫校の進捗状況について

令和2年7月16日第2回清川村総合教育会議で方針決定

「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげていく」

令和2年度

- ・方針決定を村議会、校長会、緑小中学校・宮ヶ瀬小中学校保護者、幼稚園保護者、自治会長会議等で報告する。
村広報紙12月号に掲載

令和3年度

自治会長会議で進捗を報告

- ・一貫校施設整備検討委員会を組織し、協議開始。
- ・一貫校教育推進部会を組織し、協議を行い、提案をまとめる。
- ・校長会にて、提案の協議を行う。

令和4年度

自治会長会議にて進捗を報告
住民懇談会にて一貫校の説明

- ・一貫校施設整備検討委員会で協議を行う。
- ・教育大綱(案)のパブリックコメントを実施し、一貫校の方針を示した。

令和5年度

自治会長会議で進捗を報告
住民懇談会にて一貫校の説明予定

- ・一貫校施設整備検討委員会で協議。
- ・基本構想(案)のパブリックコメントを実施予定。
- ・一貫校施設整備基本計画の検討開始。

令和6年度以降

一貫校施設整備検討委員会など各種団体で協議を行いながら、スピード感をもって開校に向け進めていきます。
今後も情報の提供を行っていきますので、住民皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※今までの経緯と今後の予定を抜粋して記載しています。

清川村幼小中一貫校施設整備基本構想(案)がまと

パブリックコメントの実施について

基本構想(案)に対する皆さんからのご意見を募集します

募集期間 令和5年9月4日(月)～19日(火)

閲覧場所 ①役場庁舎4階・学校教育課窓口
②せせらぎ館1階・図書館
③村ホームページ



意見提出方法 所定の意見提出用紙で郵送(末日消印有効)、FAX、メールまたは学校教育課窓口へ提出してください。

☎ 学校教育課学校教育係 ☎ (288) 1215

電子メール : iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp



基本構想(案)に関する質問にお答えします



Q1

一貫校はどこに建設する予定ですか。

緑中学校を建設候補地として提案しています。

Q2

どのような理由で建設場所が選ばれたのでしょうか。

大きな施設の建設には、国や県などのさまざまな許認可などの規制があるため、役場庁内に清川村幼小中一貫校建設用地選定委員会を設置して、「経済性」、「交通性(通学)」、「安全性」、「村の計画との整合性」の観点から選定しました。

Q3

開校時期はいつですか。

令和11年度の開校を目指すとしています。

Q4

村が考えている一貫校とはどのような学校ですか。

これからの時代にふさわしい教育施設であり、幼稚園から中学校までの教育課程を編成し、12年間継続して系統的な教育・学習に取り組む学びやすい一貫教育ができる学校を考えています。

Q5

今後の進め方について

引き続き、保護者や教職員、地域の皆さまなどのご意見をお聴きし、丁寧に進めていきます。

Q6

パブリックコメントで提出された意見の取り扱いについて

基本構想策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方を公表します。なお、提出された意見に対して個別の回答はしません。